

事業番号	07 02 04	事業改善シート（令和7年度実施事業分）	☐ 当初要求 ☐ 当初予算案 ☐ 補正予算案 ☒ 点検			
事業名	特別高圧受電事業者電気料金負担軽減事業	部局	産業労働部	課・室	経営・創業支援課	
		実施期間	R5 ～	E-mail	keieishien @ pref.nagano.lg.jp	

1 現状と課題

原油・原材料価格の高騰等に直面する県内中小企業のうち、製造等で大量の電気を使用する事業者においては高止まりする電気料金の影響を大きく受けている。このため、政府による電気料金の全国一律支援の対象外となっている特別高圧契約の中小企業者を対象に、支援を実施することが必要である。

2 事業目的

電力会社と特別高圧受電の契約をし、県内で事業を営んでいる中小企業者等に対し、支援策を講じて負担を軽減する。

3 事業目的を達成するための取組

- ①中小企業の経営全般をサポート
- ・国の支援対象外となっている特別高圧を受電する中小企業者等の負担を軽減するため、製造施設の電気使用量に応じた支援金の支給、及び商業施設のテナント入居者に対する定額支給を実施。
 - ・全国一律支援に合わせ、支援金第4弾は令和7年7月～9月、第5弾は令和8年1月～3月の電気料金が支援対象。

4 成果指標

（推移の凡例 ↗：改善 ↘：悪化 →：変化なし —：数値なし）

No.	指標名	単位	R5年度	R6年度		R7年度		R7年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
			実績	実績	推移	実績	推移			
①	指標なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5 本事業が貢献する総合5か年計画の施策分野と達成目標

No.	施策分野（施策の総合的展開名）	達成目標 （☆印が付いているものは主要目標）	単位	直近3か年の状況						目標	
				年／ 年度	数値	年／ 年度	数値	年／ 年度	数値	年／ 年度	数値

6 事業コスト

（単位：千円、人）

区分	予算額					決算額	職員数
	前年度繰越	当初予算	補正予算等	合計 （予算現額）	うち一般財源		
R7年度	66,489	0	198,700	265,189	0	77,472	2.0
R6年度	143,380	0	187,000	330,380	0	254,346	2.0
R5年度	0	0	869,087	869,087	0	507,849	2.0

7 主な取組実績と成果

- ①中小企業の経営全般をサポート
- ・低圧又は高圧を受電する一般家庭、企業等を対象とした電気料金の全国一律支援の対象外となっている特別高圧を受電する中小企業者等の負担を軽減するため、支援対象となった製造施設（中小企業者）8者及び大型商業施設2者（当該施設の管理者を通じて入居しているテナントに分配）に対して、電気の使用実績等に応じた支援金の支給を実施。（令和8年11月補正分は、全額繰越）
 - ・対象となる事業者は限られるものの、特別高圧電力を必要とする事業者は年間電気代が数億円から数十億円に及ぶこともあり、電気料金の高騰が大きな負担になることから、必要な支援になった。

8 成果指標の達成状況に関する要因分析

指標 ①	指標なし	R6年度推移	—	R7年度推移	—	達成状況	—
------	------	--------	---	--------	---	------	---

9 今後の事業の方向性

- (1) 上記7、8及び県民の意見等を踏まえた課題
- ・今後の電気料金の動向によっては、再び国による負担軽減措置が実施される可能性も考えられる。そのため、国の方針や財源措置の状況を踏まえ、迅速に対応していく必要がある。
- (2) 事業改善の方策
- ・国の制度設計を補完する形で本事業を構築したように、電気料金の軽減措置が再び行われる際には、電力会社や地域振興局等の関係機関との連携を通じて、県内中小企業にとって効果的な支援となるよう適宜改善を図る。

事業番号	07 02 04	細事業一覧（令和 7 年度実施事業分）			□当初要求 □当初予算案 □補正予算案 ■点検		
事業名	特別高圧受電事業者電気料金負担軽減事業			部局	産業労働部	課・室	経営・創業支援課

細事業 No.	細事業名		R5年度 決算額	R6年度 決算額	R7年度 決算額
1	特別高圧受電事業者支援		507,849 千円	254,346 千円	77,472 千円
No.	細事業を構成する主な取組	実施方法	令和 7 年度実施内容（実績）（上段：事業概要、下段：活動によるアウトプット）		
1	特別高圧受電事業者の負担軽減	補助金	【R6.1補正分（繰越）】 ・製造施設の特別高圧受電事業者に対し、令和 6 年 8 月～10月及び令和 7 年 1 月～ 3 月の電気使用量に応じて、各月0.7～2円/kWhの支給（上限2,800 万円） ・大型商業施設に対し、テナント 1 事業者につき、2 万円を定額支給※支援金の執行が令和 7 年度に及ぶため予算を繰越 【R7.6 補正分】 ・製造施設の特別高圧受電事業者に対し、令和 7 年 7 月～ 9 月の電気使用量に応じて、各月1.0～1.2円/kWhの支給（上限1,100万円） ・大型商業施設に対し、テナント 1 事業者につき、1 万円を定額支給 【R7.11補正分】 ・製造施設の特別高圧受電事業者に対し、令和 8 年 1 月～ 3 月の電気使用量に応じて、各月0.8～2.3円/kWhの支給（上限1,900万円） ・大型商業施設に対し、テナント 1 事業者につき、1 万円を定額支給 【R6.1補正分（繰越）】 補助件数： 6 件（製造施設※主に 2 回目の申請）、2 件（大型商業施設、251テナント） 【R7.6補正分】 補助件数： 8 件（製造施設）、2 件（大型商業施設、256テナント） 【R7.11補正分】 令和 8 年度に全額繰越のため、実績なし		